

一海軍省官制中改正ノ件

外務大臣	海軍大臣	商工大臣	厚生大臣
内務大臣	司法大臣	遞信大臣	平沼
大藏大臣	文部大臣	鐵道大臣	柳川
陸軍大臣	農林大臣	拓務大臣	森

一 海軍施設本部令
右樞密院、御諮詢ヲ經テ御下付ニ
付同院上奏、通裁可ヲ奏請セラレ
可然ト認ム

上諭案

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ海軍省
官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
海軍大臣

(樞密院上奏ノ通)

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ海軍施設
本部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
海軍大臣

(樞密院上奏ノ通)

一 海軍省官制中改正ノ件

一 海軍施設本部令

臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十三日
ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ
上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十六年七月二十三日

樞密院議長臣原 嘉道

勅令第 號

海軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「九局ヲ八局ニ改メ「建築局」ヲ削

ル

第二十四條ノ五ヲ削ル

第二十六條中「建築局ヲ削ル

第二十九條 削除

別表中建築局ノ項ヲ削リ

「屬
一四二ニニ、三百五十六人ヲ三百二十七人ヲ
技术一九」

「屬
技术一九六
一四二ニニ、三百五十六人ヲ三百二十七人ヲ
技术一九」

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第
號

海軍施設本部令

第一條 海軍施設本部ハ左ノ事務ヲ掌

ル

一 海軍ニ於ケル建築及土木ノ工事

ノ計畫、審査及實驗ニ關スル事項

二 海軍ニ於ケル建築及土木ニ從事
スル技術官ノ本務ニ關スル事項

海軍施設本部ハ前項ノ外海軍大臣ノ
定ムル所ニ依リ建築及土木ノ工事ノ

實施ヲ掌ル

第二條 海軍施設本部ニ總務部、第一部
及第二部ヲ置キ總務部ニ第一課及第
二課ヲ、第一部ニ第三課乃至第六課ヲ、
第二部ニ第七課及第八課ヲ置ク

各部課ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ

定ム

第三條 海軍施設本部ニ左ノ職員ヲ置

ク

本部長

技術監

部長

課長

部員

附

前項職員ノ外必要ニ應ジ出仕ヲ置ク

第四條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ海軍

施設本部ノ事務ヲ總理ス

第五條 本部長ハ部下ノ職員缺員中又

ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ其

ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六條 本部長缺員中又ハ事故アルト

キハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務

ヲ代理ス但シ海軍大臣特ニ代理者ヲ

置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 技術監ハ本部長ヲ佐ケ技術ヲ

掌理ス

第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部

ノ事務ヲ掌理ス

前項ノ外總務部長ハ本部長ヲ佐ケ海

軍施設本部ノ事務ヲ整理ス

第九條 課長ハ上官ノ命ヲ承ケ各課ノ

事務ヲ掌ル

第十條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十一條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又

ハ技術ニ從事ス

第十二條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務

ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月十日

内閣書記官長

内閣書記官

御覽済内閣へ御下付

内閣書記官

法制局長官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣	厚生大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣	外務省大臣
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣	外國務大臣
別紙 海軍大臣 請議	海軍省官制			
中改正、件請議				
ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通				

閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第九號、勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

呈案附表、通

官房第三六九四號

昭和十六年七月七日

海軍大臣 及川 古志郎

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

海軍省官制中改正ノ件請
海軍省官制中改正ノ必要ヲ記メ別紙勅令集及理由書ヲ具シ閣議ヲ請フ
(別紙添)

(終)

付箋

主者

閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第
九號、勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御
諮詢相成可然ト認ム

勅令案

呈案附箋文通

付箋

主務者

海軍省軍務局
海軍中佐 植端 久利雄

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ海軍省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十六年 月 日

海 内閣總理大臣
軍 大臣

勅令第

號

海軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「九局」ヲ「八局」ニ改メ「建築局」ヲ削ル

第二十四條ノ五ヲ削ル

第二十六條中「、建築局」ヲ削ル

第二十九條 削除

別表中建築局ノ項ヲ削リ

「^{一關}_{手四九}」ヲ「^{一關}_{手二}」ニ改メ三百五十九人ヲ三百ニヤヒ人レニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

、海軍施設本部令ノ制定ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

海軍省官制

大正五年三月勅令第三十七號

(海軍六四
號)

第六條 海軍省ニ左ノ九局ヲ置ク

軍務局
兵備局
人事局
教育局
算務局
醫務局
經理局
建築局
法務局

第二十四條ノ五 繁忙局ニ於ハ左ノ事務ヲ掌ル
一、諸島及日本工事ノ計畫、審査及實地ニ關スル事項
二、建築及土木ニ從事スル技術以下ノ本務ニ關スル事項

第二十六條 各局ニ局長、課長及司員ヲ置ク但シ醫務局、建築局及法務局
ノハ課長ヲ設カス
前項ノ課長ニ從事スル技術ニ關スル事務
前項ノ課長ニ從事スル技術ニ關スル事務

第二十九條 海軍省ニ技術ヲ掌ク上空ノ合ツ承ク技術ヲ掌ル

參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官

日本標準規格附列(十一行全)(山田納)

參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官
參謀次官	參謀次官	參謀次官	參謀次官

局別	勅令ノ條項	實質的所掌事項
軍務局	海軍軍備其ノ他一般海軍軍政 ニ關スル事項	現行制度ニ於テ建築及土木ニ關係アル事項ノ所掌ハ左ノ如シ
兵備局	水陸諸設備ニ關スル事項	一、水陸諸設備ノ總量 二、水陸諸設備實施上重點ヲ置クベキ方面
建築局	建築及土木工事ノ計畫、審査 及實施ニ關スル事項	軍務局立案ノ方針ニ基キ必要 トスル諸設備ノ種類、數及地 點ノ決定

参考

考	五	四
六	軍需司ノ局員ハ其ノ定員ヲ超過セ タリ各科士官ヲ彼楚	増減又コトヲ得
七	軍需司ノ局員ハ其ノ定員ヲ超過セ タリ各科士官ヲ彼楚	法務局長ハ副官ノ定員ヲ超過セ タリ各科士官ヲ彼楚
ニ本職アル者ノ候トス	軍需司ノ局員ハ其ノ定員ヲ超過セ タリ各科士官ヲ彼楚	軍需司ノ局員ハ其ノ定員ヲ超過セ タリ各科士官ヲ彼楚

施設本部	兵備局	軍務局	局部別	右制度改正ニ伴フ各局部ノ所掌左ノ如シ	
				勅令ノ條項	實質的所掌事項
海軍工事ノ實施ニ關スル事項	建築及土木工事ノ計畫、審査	建築及土木工事ノ計畫、審査	變化ナシ	變化ナシ	實質的所掌事項 <small>軍務局ノ定ム</small>
大臣ノ定ムル建築及土木工事ノ實施ニ關スル事項	物ニ對シ具體的研究計畫案ヲ 策定兵備局ノ承認ヲ得テ實行	從來ノ所掌事項ノ外各設備ノ順序其ノ他統制ニ關スル事項	變化ナシ	從來ノ所掌事項ノ外各設備ノ順序其ノ他統制ニ關スル事項	實質的所掌事項 <small>軍務局ノ定ム</small>

以上ニ依リ從來ノ建築局所掌事項ノ中各設備ノ質、設備ノ要領、使用
機材緩急順序其ノ他統制ニ關スル事項以外ヲ海軍施設本部ニテ所掌ス
ルコトトナリ施設本部ハ海軍省ノ方針ニ依リ之ヲ實行ニ移ス官廳トナ
レリ

海田 四九

御覽濟内閣へ御下付

内閣總理大臣

法制局長官

記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

外務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

鉄道大臣

別紙海軍大臣請議臨時海軍施設本
部分制定ノ件 請議

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議、

海四四九

御覽濟内閣へ御下付

内閣總理大臣

法制局長官

記官長

内閣書記官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣
別紙海軍大臣請議	臨時海軍施設本	鉛木國務大臣	
部令制定ノ件 請議			
ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通			

メリ
ムニイイマリ前號本稿ヘ添筆書ハ改憲ニ對リ玄モ實音ニ該大首領ナカ
外株聯會頭領其ハ財政局ニ關大政事務院幹事會軍械局本稿ニモ附屬大
臣土ニ勢力説來ヘ經理相輔導事務、中善獨當、資、豈、豈、要辭、幹相

閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第九
號ノ勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢
相成可然ト認ム

勅令案

呈案附答ノ通

清書文四六號
昭和十六年七月七日

官房第三七〇四號

海軍大臣 及川 古志郎

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 殿

臨時海軍施設本部令制定ノ件請議

請フ

(別紙添)

(終)

付箋

閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第九
號ノ勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢
相成可然ト認ム

勅 令 案

呈 素 附 答 ノ 通

付箋

主務者

海軍省軍務司

海軍中佐 樋 端 久利雄

朕極々顧問之設本部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年 月 日

海 内 閣 總 理 大
軍 大 臣 臣

海

軍

諮詢ヲ經テ海軍施設本部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年 月 日

内閣總理大臣
海軍大臣

海

軍

勅令第

號

海軍施設本部令

第一條

海軍施設本部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海軍ニ於ケル建築及土木ノ工事ノ計畫、審査及實驗ニ關スル事項
二 海軍ニ於ケル建築及土木ニ從事スル技術官、ノ本務ニ關スル
事項

海軍施設本部ハ前項ノ外海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ建築及土木ノ工事
ノ實施ヲ掌ル

第二條 海軍施設本部ニ總務部、第一部及第二部ヲ置キ總務部ニ第一課
及第二課ヲ、第一部ニ第三課乃至第六課ヲ、第二部ニ第七課及第八課
ヲ置ク

各部課ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第三條 海軍施設本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長
技術監
部長
課長
部員
附

前項職員ノ外必要ニ應ジ出仕ヲ置ク

- 第四條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ海軍施設本部ノ事務ヲ總理ス
- 第五條 本部長ハ部下ノ職員缺員中又ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ
其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第六條 本部長缺員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職
務ヲ代理ス但シ海軍大臣特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 技術監ハ本部長ヲ佐ケ技術ヲ掌理ス

第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ掌理ス
前項ノ外總務部長ハ本部長ヲ佐ケ海軍施設本部ノ事務ヲ整理ス

第九條 課長ハ上官ノ命ヲ承ケ各課ノ事務ヲ掌ル

第十條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十一條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第十二條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

海軍軍備ノ擴充ハ為、整備ヲ必要トスル土木建築施設著シク增加シ之ガ工事、實施ヲ促進スル為海軍ニ依ル

海軍

海軍軍備ノ擴充ハ為、整備ヲ必要トスル土木建築施設著シク增加シ之ガ
他設本部、設置ヲ要、スルニニ依ル

理由

昭和十六年六月十八日

海軍省軍務局

土木建築關係軍訓度ニ關シ陸軍省ト連絡ノ件

一、鐵車土木建築關係機構ハ概々左ノ通ナリ

(イ) 中央機構

陸軍省經理局建築課

染城本部

航空本部工務課

造兵廠工務課

(ロ) 地方機構

各軍及各師團

各鐵道部ニテ現業チ事ル

二、鐵車ニ於ケル事變前後ノ土木建築關係實質增加ノ狀況

事變前ニ比シ現在ニ於テハ八倍乃至十倍ニ増加シアリ

(註) 海軍ニ於テハ約百八十倍

三、國軍ニ於ケル土木建築關係中央機構ノ改正ニ對スル要望
陸軍トシテハ土木建築關係中央機構ノ改正ヲ考慮シアラズ

(終)

臨時海軍施設本部ノ設立ヲ必要トスル理由

一、海軍關係土木建築關係工事費ハ飛躍的ニ増加シツツアリ

昭和六年度値ニ五百數十萬圓ナリシ海軍土木建築豫算ハ洲津事變ヲ契機トシテ漸次増加シ昭和十二年度ニ於テハ支那事變勃發ノ爲其ノ額ハ一般會計ト臨時軍事費ヲ加ヘテ合計六千二百萬圓ニ達シ更ニ戰局ノ進展ニ伴ヒ一層ノ膨脹チ來シ昭和十五年度ニ於テハ三億數千萬圓ニ異リ昭和十六年度ニ於テハ一躍十億圓（別表第一）ヲ突破スルニ至レリ、之ヲ昭和十六年度ト比較スレバ實ニ百數十倍ノ驚クベキ大飛躍ナリ、而シテ職員ノ定員モ亦當初僅ニ技師以下職員二百人程度ナリシモノ昭和十五年度ニ於テ千八百人トナリ昭和十六年度ニ於テハ五千數百人（別表二）ノ多數ニ増員セラルルチ要シ之ヲ昭和六年度ト比較スレバ實ニ二十數倍ノ激増トナル、又工事ノ施行區域ハ本土ノ各地ヲ始メ韓太、朝鮮、臺灣方面ハ素ヨリ遠ク點在スル多數ノ

海軍
9
絶海ノ離島ヨリ北、中、南支ノ各戰地ニ及ビ廣袤實ニ東西三千二百
浬南北二千九百浬ノ大範圍ニ跨ル、之ニ加フルニ施設ノ内容ニ至リ
テハ大小多種ニシテ而モ何レモ皆完成ニ緊急トセザルモノナラザル
ハナシ

別表二

年 度	昭和六年度以降土木建築關係豫算額調		
	一般會計預算額	當時軍事費豫算額	合計
昭和六年度	五八八〇九一九	一一〇	五八八〇九一九
同七年度	一三、七一五、五〇五	九一九	一三、七一五、五〇五
同八年度	二〇、九三〇、七三七	一六一	二〇、九三〇、七三七
同九年度	二三、八八五、九三七	一五二	二三、八八五、九三七
同十年度	二六、六九一、三七八	四八六	二六、六九一、三七八
同十一年度	三六、八四八、七一九	一七九	三六、八四八、七一九
同十二年度	四七、四五〇、五一五	九〇三	一四、九一六、一四四
同十三年度	五六、一六七、三四三	二八〇	九九、一一二、三四三
同十四年度	八二、四二六、四五六	六二三	八九、一〇一、四六三
同十五年度	一一三、九一四、九一〇	七八〇	一二四、四三九、二八〇
同十六年度	二九九〇五、九五八〇	一〇〇〇	二七二、一二、三五四
	九四〇	九四〇	二七二、一一三、三五四
	九四〇	九四〇	二七二、〇九二、一三八
	九四〇	九四〇	二七二、〇九二、一三八

別表二

大正十四年以降技師以下定員増減一覽表

合計	計通		計		技手		書記		監修		分	
	技手	書記	技師	監修	經營費	臨時費	經營費	臨時費	經營費	臨時費	二	七
二二一	一四八	二四	三九	一〇八	八一	六七	九	一五	一五	一八	二	七
二八〇	一九三	三六	五一	一八八	一三五	五八	二	一五	一五	三三	一九	十
二九	二八〇	三七	五三	一九九	一四三	五八	三三	一五	一五	三四	一九	一年
三六九	四六七	四五三	四七	二七九	一九七	五六	三二	一四	一四	五〇	一九	十二年
九三一	九三一	五六三	五八	八六	二六九	五四	四	六九	六九	一七	二七	十三年
一三八	一三八	一三七	一七三	一七三	五六六	七八	一九	一九	一九	一〇三	二九	十四年
五七二六	五七二六	三九五六	七八一	一六四	一二四	一六四	二六六	二六四	二六四	二八六	三三	十五年
							五五三	三八五八	三八五八	九六六	三一	十六年
								七八九	七八九	七二九	四四	十七年

二、海軍軍備ハ土木建築ト密接ナル關係ヲ有ス
直參戦闘ニ從事スベキ艦隊航空機ノ活動ハ水陸諸施設ノ整備如何ニ
左右セラルルコト極メテ大ナリ
而シテ水陸諸施設ノ大部ハ土木建築關係トス
例ヘバ加賀、赤城等ノ大型航空母艦ヲ建造セントセバ之ガ建造用ノ
船臺、入渠用ノ乾船渠等ヲ建設スルヲ要シ又此等軍艦ガ消費スル燃
料貯蔵ノ爲多數燃料槽ノ建設ヲ要スル等艦艇ノ新造ニ伴ヒ多數ノ水、
陸施設ヲ必要トス從ツテ建造艦船増加スレバ策源地施設ハ必然增加
スペク更ニ現在海軍軍備ノ重大要素ヲ爲ス航空兵力ニ至リテハ土木
建築關係施設ハ兵力整備上特ニ重大要素ナリ
而シテ土木建築ノコトタルヤ一度完成スレバ相當年月使用ニ耐ユル
モノナルヲ以テ今假りニ軍備量一定シ變化ナキモノトスレバ土木建
築ノ量ハ衰朽ヲ補修スルニ止リ其ノ額ハ大ナルモノニアラズ

然ルニ急激ニ軍備ヲ擴充セントセバ其ノ譽ハ急激ニ増加ノ性質ヲ有ス
而シテ最近海軍軍備ハ其ノ豫算ニ於テ見ル如ク急激ニ膨脹シ全能力
ヲ擧ゲテ擴充實施中ニシテ土木建築關係事項ハ飛躍的ニ其ノ量ヲ増
加シツツマリ且現在中央機構不備ノ爲多大ノ快陥ヲ爆發シツツアル
狀況ナルヲ以テ急速之ガ態勢ヲ整備スルノ要アリ
三、海軍ニ於ケル土木建築關係制度ノ沿革ヨリ見タル臨時海軍施設本部
設立ノ必要
(1) 明治二十九年五月 舞鶴軍港建設ノ爲臨時海軍建築部官制實施セ
ラレ臨時海軍建築部ヲ東京ニ其ノ支部ヲ舞鶴ニ置カル
明治三十四年舞鶴支部ヲ廢止セラル
(2) 日露戰爭後舞鶴軍港建設ノ爲明治四十三年四月鎮海ニ支部ヲ置カル

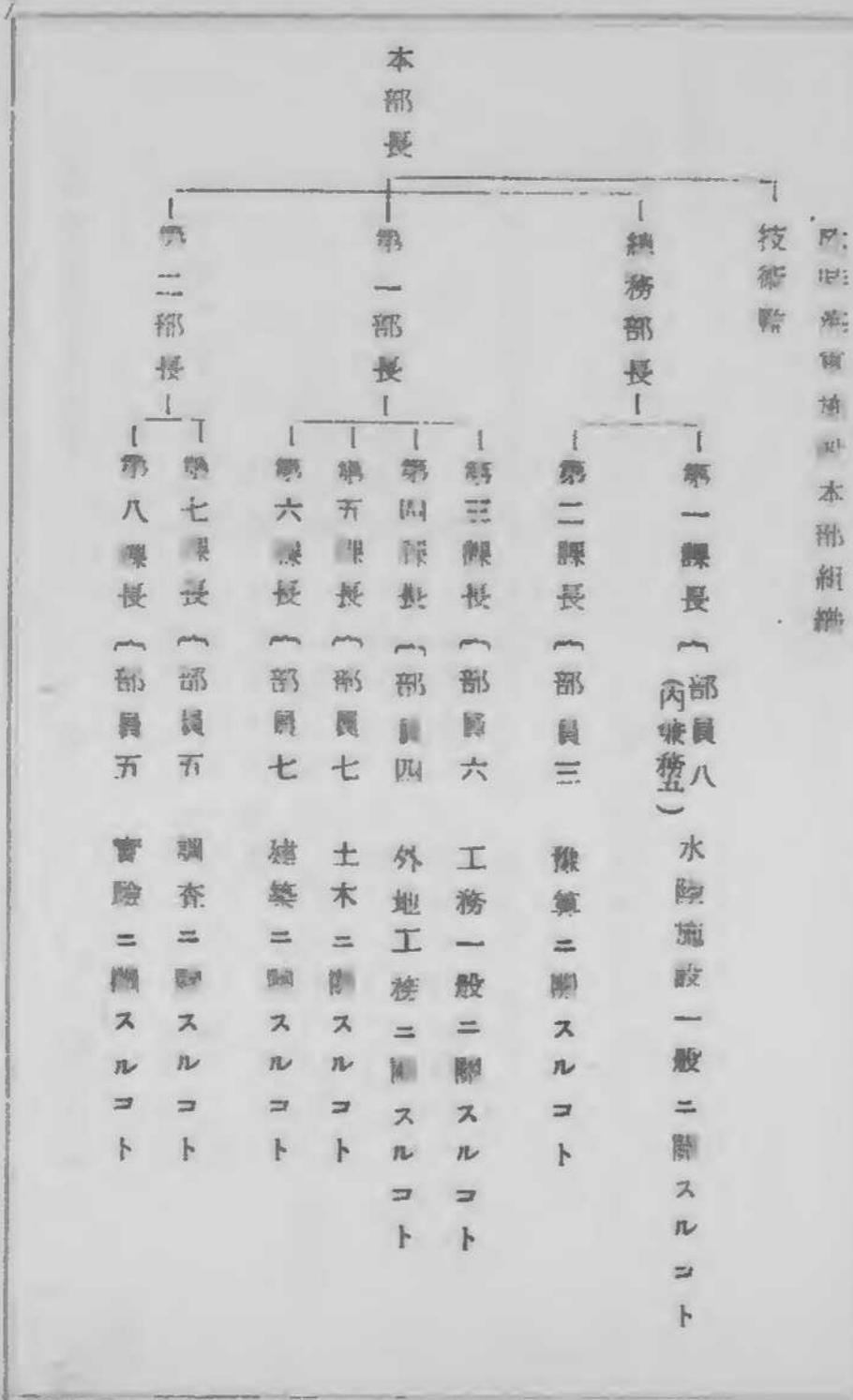
(一) 大正九年十月 所謂八八艦隊整備ノコトトナリ海軍建築本部ヲ置カル

(二) 大正十二年四月一日 華府會議ノ結果軍備縮少ニ伴レ土木建築關係ノ機械モ縮少セラルコトトナリ建築本部ヲ廢シ建築局ヲ設置セラル

四 今次ノ軍備擴充ト臨時海軍施設本部設置ノ必要

今次軍備ノ擴充ハ豫算總額ニ見ルモノ明ナルガ如ク其ノ規模ニ於テ造力ニ八八艦隊當時ノ計略チ凌駕スルノミナラズ昭和十五年十一月出師準備ノ變動以來内外地ニ於ケル水陸諸施設ノ實施量ハ莫大ナル量ニ上リ本年度直接關係總額ニ於テ十億圓ヲ突破スルニ至レリ、而シテ現在之ガ實施ノ狀況チ見ルニ資材勞力ノ蒐集ハ著シク困難ヲ加ヘツツアル等既往ニ比シ特別困難ナル各種事情アルニ拘ラズ豫算總額五百萬圓當時ト同様ノ中央機構ヲ以テ臨ミツツアリ

現在軍備強充塗上ニ於ケル海軍全般ノ狀況ヲ見ルニ其ノ實施最モ實
施圖滑モ缺ギアルハ土木建築關係ニシテ今ニシテ何等力ノ對策ヲ講
ズルニ非ザレバ軍備ノ擴充ニ重大ナル蹉跌ヲ生ズルノ虞ナシトセザ
ル狀況ナリ



各省トノ土木建築關係ノ比較

一、割度

(1) 海軍

臨時海軍施設本部ハ全海軍ノ土木建築部門ヲ掌理ス

(2) 脚軍

陸軍ニハ全體ヲ統一セル機關ナク左ノ通分レアリ

建築城本部

染城兵ノ他主トシテ土木

陸軍省經理局建築課

主トシテ建築

航空本部工務課

一部ニ建築ヲ置キ僅ニ土木ヲ併置ス

造兵廠工場課

主トシテ建築

關東軍經理部建築課

主トシテ建築

(3) 大藏

營繕省財局技術關係ハ主トシテ建築ニシテ土木關係ニハ唯一人土木

技術ヲ蒙ク

(二) 内務

土木局計画局ノ二ツニ分カレ居ルモ後者ハ都市計畫、防空等ノ計畫機構ニテ海軍ト對比スベキハ土木局ナリ而モ建築部門ヲ缺キ地域亦狹少ナリ

(三) 鉄道

建設及工務ノ二局ヲ有スルモ地域ハ比較トナラズ建築ハ海軍ニ比シ極メテ小規模ノモノナリ

二、豫算

昭和十三年度以降各省トノ豫算對比表別表(甲)ノ通ニシテ臨時軍事費ヲ除キテモ海軍土木建築部門ノ豫算ハ遠ク他省ノ及ブ處ニアラズ
陸軍土木建^士築係ノ豫算總額ハ知リ得ザルモ第二項ニ述べタル如ク數部門ニ分レ居ル關係上個々ニ就テハ工具量比較トナラズ

一例ヲ舉グレバ昭和十五年度ニ於テ九州全體各縣ノ總額算ニ内務省下ノ開出張所ノ土木建築豫算ヲ合スルモ尙佐世保建築部ノ豫算ヨリ遙ニ低位ニアリシ有様ナリ

又昭和十六年度豫算ニ於テ内務省ノ土木建築關係豫算ハ各府縣市町村ノ事業ニ對スル地方補助費七〇、三七九、五四三圓ヲ加フルモ尙海軍一般會計ニ及バズ之ヲ除ケバ凡ソ二分ノ一トナリ海軍臨時軍事費ヲ加フル時ハ八分ノ一以下トナル

他ノ各省ハ海軍ニ比シ問題トナラズ

三、工事ノ規模

海軍工事ノ規模ハ軍ノ機密事項ニ屬シ詳細ナル内容ヲ發表シ得ザルモ土木ニアリテハ接岸施設、船渠、油槽、試驗水槽、航空關係施設、鐵道、道路等又建築ニマリテハ一棟ノ面積數萬平米ニ達スルモノ、起重機ヲ有スルモノ、大風洞、大船庫等特種ノ最高技術ヲ要スルモノ

ノ多ク且孰工則開ノ短期完成ヲ要スル點ニ於テ計畫、實施施工法ニ付到底德省ノ及バザルモノ多ク一々例ヲ示シテ對比スル必要ナキ程ノコトト信ズ

四 職員關係

海軍ト内務、大藏及鐵道省土木建築關係技術職員數ヲ對比スルニ別表（乙）ノ通ニシテ之ガ教育及本務遂行上ニモ最高技術官トシテ技監ノ官階設置ヲ懇求トス

（終）

(甲)

海軍省其ノ他土木建築事業費			省別
昭和十二年度			昭和十四年度
昭和十五年度			昭和十六年度
區 分			
土木建築關係 事業費	九五一〇一、五三八	六五〇四九六九	一一八七九六、四五〇
軍事 務費	四八、三五〇、五三七	七五九五二、八八三	一一一、八一五八八四
軍事 務費	一二、七九七、八三七	三二〇、一七〇	兵六四二、八二〇
計	九九二一、二四三、五三四	六五二四九八、三八三	四一三九二九一
土木建築關係 事業費	五〇、一四八、三五四	八〇、八七八、二二元	三三〇、八四六、九七一
土木建築關係 事業費	一七七九七、八	一九、四七、二五三	三〇、五七九、一七四
軍事 務費	一、五六三、一三三	一、一七四、六五三	二一六七八、八八
計	一九、三三三、八三一	三〇、六四二、一七	一、七九、六三
土木建築關係 事業費	西五八八一、三八三	五三、六八二、七三	三一、二三一、一六六
地方補助費	二九、四三八、二八七	四七一四四、二四	七四、九六八、九七〇
軍事 務費	五八七二、一二九	七八一、七九六八	九五三五九、五四三
計	八一、一九一、七九九	一〇八、四四九、五五	九、七四七、五九八
	一四〇、共六九七九	一七五、四八六、六八四	一

		鐵道省			
		土木建築關係費	事業費	車輛費	船輪費
事務費	計	九三一五八、〇〇〇	二六、九八七、〇〇〇	一三三〇三九、〇〇〇	一七六、三一、〇〇〇
		七五一〇五、〇〇〇	二二一六〇〇〇	二二五〇一〇〇〇	七七一五六、〇〇〇
		一、四五〇、〇〇〇	二一六四、〇〇〇	七一四九、〇〇〇	一、九三五、〇〇〇
		〇	〇	〇	四〇〇、〇〇〇
		一二、三七七、〇〇〇	一五、一八一、〇〇〇	一七、四一八、六〇〇	一六六八八、〇〇〇
		一八二、〇九〇、〇〇〇	一三九、五五一、〇〇〇	一四七、〇九九、六〇〇	一〇九、七七九、〇〇〇

備考

- 一、海軍省以外ノモノハ豫定經費要求書ニ依リ一般會計（鐵道省ノミ特別會計）臨時部土木建築事業費及其ノ事務費ヲ集計セルモノトス
- 二、内務省及鐵道省ハ土木建築關係事業費ノミニ對スル事務費ハ明確ナラザルヲ以テ之ニ關聯アル補助費又ハ車輛費等ノ他ノ費用及之等ノ總テノ費用ニ對スル事務費ヲ掲グルコトトセリ
- 三、以上ノ如キ調査ナルモ豫算ニ於テハ大ナル相違アリ

(乙)

土木建築關係技術員（定員）調書

		省		官		昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年
		海	軍	技	師	二〇〇	二二五	三九八	六三七
		內務（土木局）		技	手	七二五	八九三	一、四七七	二、四三六
		大藏（營繕管財局）		技	師	一八三	二〇二	二二一	二五一
		鐵道省		技	手	四六〇	五三二	五九〇	六五八
技	手	技師	技師	技師	技手	四九	四五	四八	四八
海	軍	二二七	一七八	一七八	一七八	四九	四五	四八	四八
						二三三	二五八	二九〇	一九七

(終)

大正九年九月三十日（勅令四四二號）

（大正十二年三月一二六號廢止）

海軍建築本部令

第一條 海軍建築本部ハ建築及土木工事ノ計畫及審査ニ關スルコトヲ
ニ官有財產ニ關スルコトヲ掌ル所トス
前項ノ外海軍建築本部ハ鎮守府ニ屬セザル建築及土木工事ノ實施ニ
關スルコトヲ掌理人

第二條 海軍建築本部ニ第一部及第二部ヲ置ク
各部ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第三條 海軍建築本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

部長

部員

附

- 前項ノ職員ノ外必要ニ應ジ出仕トシテ士官又ハ技師ヲ置ク
- 第四條 本部長ハ海軍技師ヲ以テ之ニ充ツ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理ス
海軍建築本部長タル海軍技師ハ勤任トス
- 第五條 本部長ハ鎮守府ニ屬スル工事ノ計畫中適當ト認ムルモノハ海軍
建築部長ニ之ヲ委任スルコトヲ得
- 第六條 本部長ハ部下ノ職員缺員中又ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲ代理
セシムルコトヲ得
- 第七條 本部長缺員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ
職務ヲ代理ス但シ海軍大臣特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ掌ル
- 第九條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十條 海軍建築本部ニ判任文官ヲ置ク

附ハ判任文官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第十一條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十二條 海軍大臣ハ必要ニ鑑ジ東京以外ノ地ニ海軍建築本部出張所ヲ置ク出張所ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ地方ニ於ケル工事ノ實施ヲ分掌ス

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

臨時海軍建築部官制ハ之ヲ廢止ス

臨時海軍建築部官制（明治四十三年三月二十六日（五五）勅令）
（鐵海軍港建設ノ爲）

第一條 臨時海軍建築部ヲ東京ニ置キ其ノ支部ヲ鐵海ニ置ク

第二條 臨時海軍建築部ハ海軍大臣ノ管轄ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

第三條 臨時海軍建築部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長

部員

工務監

工務員

第五條 部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理ス

第七條 工務監ハ部長ノ命ヲ承ケ建築工事ヲ總理ス

：：：：

現行制度ニ於テ建築及土木ニrelationアル事項ノ所掌ハ左ノ如シ		局別	勅令ノ條項	實質的所掌事項
建築局	兵備局			
建築及土木工事ノ計畫、審査 及實施ニ關スル事項	水陸諸設備ニ關スル事項	軍務局	海軍軍備其ノ他一般海軍軍政 ニ關スル事項	一、水陸諸設備ノ總量 二、水陸諸設備實施上重點ヲ置 クベキ方面
				軍務局立案ノ方針ニ基キ必要 トスル諸設備ノ種類、數及地 點ノ決定
				兵備局ノ方針ニ基キ各地ノ調査ヲ實施 シ各設備ノ質、設備ノ要領、使用機材 緩急順序其ノ他統制ニ關スル事項ノ外 工事ノ具體的計畫、審査及一部ノ實施

右制度ニ於テ建築及土木ノ工事ガ飛躍的ニ増加シ且其ノ實施地域ガ廣大トナルニ伴ヒ實質的調査及工事計畫細目ノ研究決定ニ關スル事務ハ著シク增加シ來レリ而シテ主義方針ノ決定ハ極メテ重要事項ナルモ其ノ事務ハ比較的簡單ナルヲ以テ建築局所掌事項中主トシテ統制ニ屬スル事項ヲ海軍施設本部ニ移スコトトス

右制度改正ニ伴フ各局部ノ所掌左ノ如シ

施設本部	軍務局	兵備局	勅令ノ條項	實質的所掌事項
建築及土木工事ノ計畫、審査 及實驗ニ關斯ル事項 海軍大臣ノ定ムル建築及土木 工事ノ實施ニ關斯ル事項	建築及土木工事ノ計畫、審査 及實驗ニ關斯ル事項 海軍大臣ノ定ムル建築及土木 工事ノ實施ニ關斯ル事項	變化ナシ	變化ナシ	從來ノ所掌事項ノ外各設備ノ 質、設備要領、使用機材緩急 順序其ノ他統制ニ關スル事項

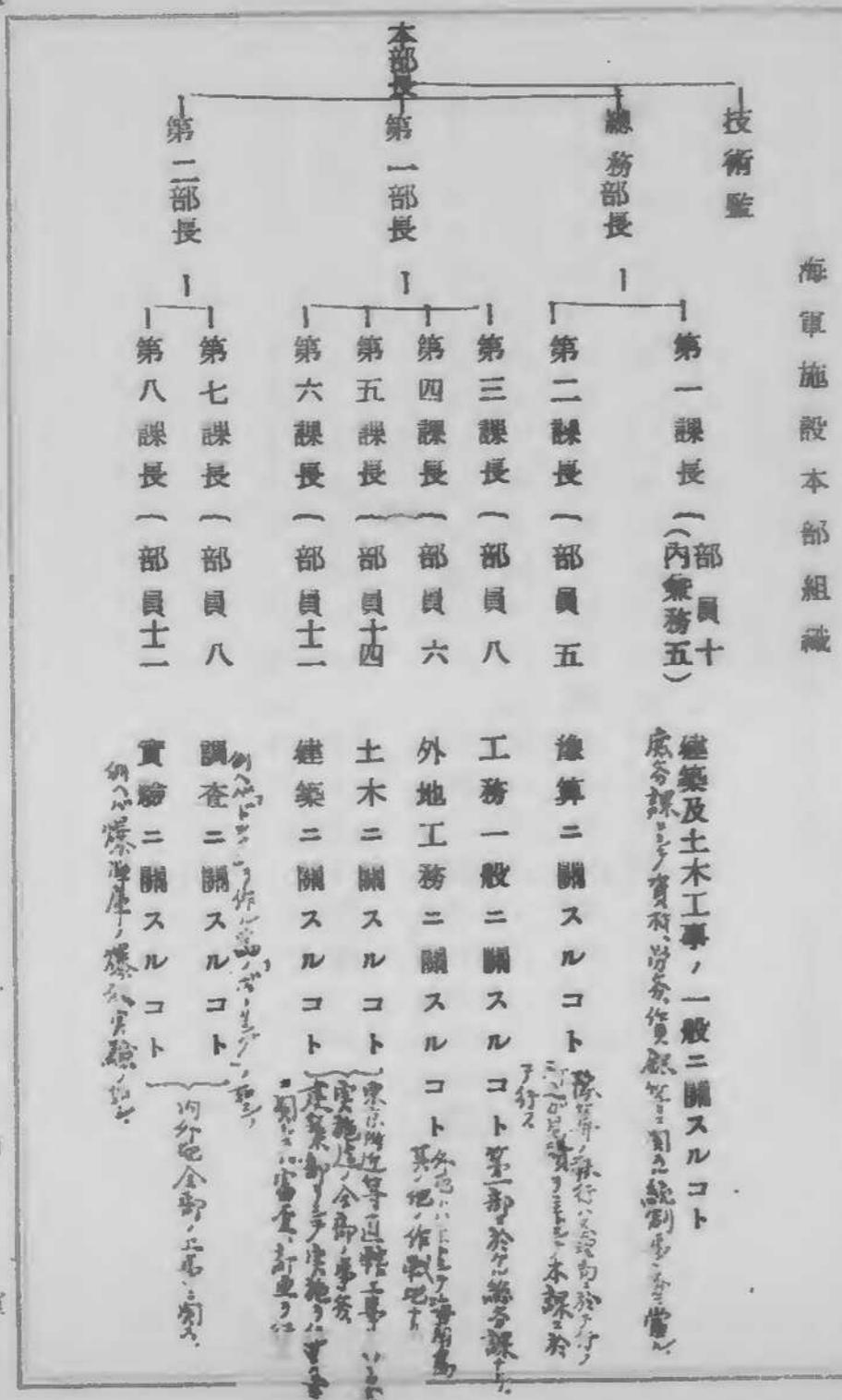
以上ニ依リ從來ノ建築局所掌事項ノ中各設備ノ質、設備ノ要領、使用
機材縦急順序其ノ他統制ニ關スル事項以外ヲ海軍施設本部ニテ所掌ス
ルコトトナリ施設本部ハ海軍省ノ方針ニ依リ之ヲ實行ニ移ス官廳トナ
レリ

計		海軍施設本部定員表（案）							
		長 中將 主計 技監			總務部 長 大佐、一			技術監	
高等文官		第二部 長（勅任）		第一部 長（勅任）		第二課 長 大中佐 主計 中佐		技師 一（勅任）	
高 等 文 官	士 官	第八課 長 技師	第七課 長 技師	第六課 長 技師	第五課 長 技師	第四課 長 技師	第三課 長 技師	第二課 長 大中佐 主計 中佐	第一課 長 大中佐 主計 中佐
六十九人	内 兼 務 六人 二 十 人	部員 技 師 一	部員 技 師 一	部員 技 師 一	部員 技 師 一	部員 技 師 一	部員 技 師 一	軍醫 中少佐 主計 中少佐 四	中 少 佐 八 務 內 兼 務 一 務 二 務 一 務 三 務 八 務 內 兼 務 一 務 兵 科 特 務 士 官 一
海 軍	判 任 文 官 三 五 三 人	特 務 士 官 一 人						書 記 七 二	手 一 八 〇

備

- 一 総務部部員中少佐八名中三名ハ他科ノ士官又ハ技師ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 二 第一部、第二部課長ヲ通ジ二名ニ限り勅任技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 三

此ノ案ヲ以テ元戦内令ノ案トスル見入。
枢密院、諮詢終了後本參軍省官制改正時元裁、上奏、ヲ爲シ答。



海軍ニ於ケル建築及土木ニ從事スル「海軍技監」
以下ノ本務ニ關スル事項

一、海軍技監以下トハ如何ナル範囲ナリヤ

海軍施設本部職員各海軍建築部職員中技術ニ從事スル者ノ範囲ニシテ附タル判任文官（技手）迄ヲ謂フモノト解ス

二、本務ニ關スル事項トハ如何ナル意味ナリヤ

建築及土木ニ從事スル技師以下ノ職務ニ關スルコトヲ謂ヒ其ノ専門ノ關係上獨特ナル點アリ
右職務ニ關シテハ中央機構トシテ最モ之ニ精通シ且直接ノ關係アル施設本部ヲシテ^又分掌セシムル次第ナリ

秘

昭和十六年七月八日

此詞海軍省軍務局局員

宮内法制局參事官殿

建築局海軍施設本部軍員比較

件送付

首領、件別紙、通

（明治四節添）

海

軍

（終）

軍隊本籍定員								
足りぬ者も尋ねて								
不見人目								
水補兵	中將	一						
技術監	佐師	軍曹	一					
少尉、大佐								
技師(勤任)								
大中佐								
副長								
部員								
書記	抄	印	一〇	六	二	一		
軍務士官	軍事	軍	七二	二	一	六〇		
			一八〇					
			一八〇					
			七二	二	一	六〇		
			一					
			トス					
			リ艾					
			ノコト					
			本年度ハ軍事					
			對スル豫算ハ					
			ニテ差シ經					

計		官		一四	
官	文官	士官	七一	兵	七〇
任文官	一	一	二	一	一
新大官	一	一	一	一	一
計	三五二	二五二	一	一	一
備考	十六年度總務局經常費定員勘定七（內勘任一）士官二員七員 手一三計二十九名ニ對スル豫算ハ過却入 以上大體合于豫算也				

六月九日 曙

昭和十六年七月七日

法制局第三部長殿

海軍省軍務局長

施設本部ニ關スル件通知

施設本部設置ニ關シテハ豫算上ノ處理ニ付本日大藏省ノ同意ヲ得候條可然取計相成度

(終)

官房第三九二一號

昭和十六年七月二十一日

海軍大臣 及川 古志郎

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 殿

海軍省官制中改正及海軍施設本部令制定ニ關スル件

照會

首題ノ件ニ關シテハ本月七日附官房第三六九四號及官房第三七〇四號請
議ノ通取計相成度

(終)

海軍

程日添附

海軍省官制中改正外一件另記

江 制 局 宮 内 省 軍 官

一、建築局を廢して施設本部を設くる事實上の必要な説明に付ては別類資料第一参照。現在海軍省官制第二十六條に依て建築局には分課が存しない。新に分課を設けて事務増に對應することも一案として考へらるが是は程度問題であつて本件の如くに本省外の部局を設くること

も本件の如き事務の激増に際しては適當な対策たるを失はないと信ずる。

二、本省官制第二十九條を削除せるは同様は技師の職掌規定であるが現在建築局以外に技師を置ける局なく同局の廢止に依て不要に歸する條文なるを以てである。別表備考第二號の出仕五人の中には現に建築局に配せられて居る者がないから同號の規定には變更を施さない。

三、施設本部令に付。

(1) 施設本部の性質に付ては次の二論が存する。

(2) 實施官廳なりとする論は要するに海軍省官制第一條に海軍大臣が海軍軍政を管理する旨の規定があり軍務局第一課は之を承けて海軍軍備其他一般海軍軍政に關する事項を掌る旨規定して居り、凡百の海軍軍政は畢竟軍務局が補佐する海軍大臣即、本省の掌握する所に屬して居ることと爲つて居る。且つ又、海軍部内の從來の事務處理の實狀から考ふるも軍務局はあらゆる軍政事項に接觸し軍政總務局的色彩が強い部局である。體本、總本、更に今回新設する施設本部何れとして此の地位に於ける軍務局の補佐を受けて海

軍大臣の指揮するものならざるはない、然て文部各省部内の外局の所管事項に付て本省の次官以下員が全く統括せざるとは無く異つて居る。故に外局に非ずして専ら本省所管事項を實施する實施官廳に過ぎないと譯ふに在るのである。

(b) 之に對し外局論の要旨に曰く、果して右所論の如くんば海軍本省官制第一條を現行の體に據置かば海軍部内には外局は作り得ないことを爲つて是は餘りにも極端な論である。各省部内の外局に付ても想定の文面からのみでは海軍省に於ける右の議論と同一に論ぜざるべからざるもののが尠しとしない。(例へば文部部内に於ける教學局官制、商工部内に於ける貿易局官制殊に總務局との關係等) 而も此等部局の外局たることは何人も異論を挙げざる所である。加之、外局の所管事項が本省所管事項と全然分離せられて相互に關係を有しないと謂ふ點も事實上一概に論ずることを得ず、實際或程度迄本省の内局が外局の事務に接觸を保つ場合は相當に事例を存する。殊に本件施設本部の所掌事項に付て施設局が關係する程度を以てしては施設本部の外局たる性質を効ぐるものではないと謂ふに辭する。

以上に概念的に論すれば各省大臣の権限を權斷的に二分して一を本省に於て掌らしめ、他を本省外の部局に於て全然本省職員の職務を排して別に掌らしむる場合に於て後者を外局と謂ふ。反之各省大臣の権限を權斷的に二分して本省内局に於て行ふ事務の内で權目的實

施設本部を本省外の課局として掌らしむる場合には實務官とも謂ふべきもので所謂外局ではない。併海軍部内の歷來の取扱例から見れば艦本、航本何れも理論上は上記分科中の實務官廳と稱すべきもので軍務局等の所掌事項中實務的部分を擔當するに外ならぬと思はる。現在の建築局も軍務局及兵備局（所掌事項中に水陸諸設備の一號あり）の樹立する方針乃至企畫の制約を受けつゝ土木建築の實施を行ふもので軍務局と並立對等の地位に在る内局とは謂ひ難いが今回の施設本部も建築局の所掌事項を本省外に移して行ふものに過ぎないから結論は前記の所論が正しいと考ふる。

併し乍ら施設本部は建築局に代へて設けらるるものであり内局たる建築局の廢止は権密院官制第六條第九號前段に該當して権密院の御諮詢事項である。從て之との權衡上施設本部の設置も亦重要な官規（同號後段該當）として審しく御諮詢を委請するを適當と考ふるので今回の措置を採つたに過ぎない。

（2）施設本部の掌務は分量的に言はば殆ど全部が臨時であつて之に經常事務たる朽廢修理を附かせられて居るもいである（資料第一參照）。而も臨時施設本部とせざる所以は近時臨時局の官制が「、、臨時設置制」の如き題名を用ひ官廳自體の名稱としては「臨時」の字を冠稱せざるを常例とするに依る。「官制」とせずして「令」とせるは陸海軍の他の官衛の先例に倣へるもの、恐らくは憲法第十二條の編制にも關係あるものとして區別を設け

たる趣旨であらうか。『海軍本部は官制あるのみで編制を以て定められて居らぬが陸軍本部に付ては官制の外に官制別表と曰く内容の編制のを表を仰いで居るから右の説には稍し疑の餘地が存すると思はるる。』「建築」の字を避けて「施設」~~セツ~~せるは他に「土木」が併せられて居るからである。『尤も海軍建築部は從來慣用の名稱の儘とし此の際施設部』と改稱しない。』

(3) 第一條・

(4) 現在建築局の所掌事務の規定は「實施」を第一號中に加へて居るが實施は鐵守府及要港部前に地方官廳として海軍建築部があつて行ふる本則とし唯東京近傍並に鐵守府及要港部の管轄區域外、例へば作戰地、南洋群島の如き海軍大臣の特に定むる部分のみを本則の直轄とする趣旨であり本部の事務の本體は實施には存せずと考へらるるを以て第二項に改めた。

(5) 第一號中「審査」は事前の設計審査のみならず事後の工事検査をも含む。又「計費」は主づ其本部に於て擲て之を地方の建築部に移し之に基いて建築部の擲てた細目の設計を本部に於て事前に「審査」すると謂ふ過程と爲る。實驗は此の實務に關聯するもので之を特記したるは別添資料第一に見ゆる如く特に鷲を置く程度に稍も重視するに至つたが爲である。『財務省局には調査實驗を専掌する部の不貲監も存したが工事量が大

たなので原案の企画する機関は專ら委員である、考へらるる。」

(4) 第一參照は現行の建築局の第二參照と略く同文、「本務」とは本然の任務の意で本部所屬の者に限らず廣く海軍部内に於て此の任務に属する技術技手に亘り其の本務たる所を研究し之が指針を與へ具體的の職員の勤怠に付考核し其の所見を人事局に移して任免懸拂の責に供する底の事務を概括するのである。現行「技術以下」の文字は技術技手であり又將來技監制度をも考へて居るので之を「技術官」と改めた。

(4) 第二參照。

(5) 諸の分掌に付ては資料第一參照。

(5) 第二參照。

(4) 海軍に於ける官衛の大半の先例に從て全部職名とした。之に充てらるる諸會に付ては資料第一參照。右は理事官の外今部編制を以て允裁内令を仰ぐ。

日本開港は今後兵科將校を以て充つることとした。現在の建築局長は技術であつて朽廢施設を修理する程度の小規模の經常的工事には企畫性が無いので之を以て充分であるが軍備の大擴張に當つては施設工事は作戰用兵に密接不可分の企畫性を多分に含むから今後は之に兵科將官を以て充つることとした。

(4) 技術監は最初始點なる一二等官を新設して之に充つる考であつた。本來海軍部内の技術

官は造船、造長、造變化は大々技術無能者があつて中蔵に至り得る。獨り建築土木は文官たる技術を以て行はしめられて居るが其の重要性に於て決して前三者に劣らない。仍て技術官漫遇の趣旨より見て一等官に至り得る技術制度を考ふる要ありと謂ふので趣旨は諒すべきも豫算上の困難から來年度迄之が實施を見合せた。茲當り勅任技術を以て之に充て土木建築の技術的の見地よりする無難に當らしむる趣旨である。

(二) 出仕は他の勅令に於て士官又は高級文官と謂ふが如く特に限定して規定せらるるを常例とする。しかし出仕のみを限定するは理解に苦しむ所なので允裁内令を仰がしむることとし勅令面からは創つた。出仕は陸軍に於ては通常交替の場合に利用するものの如くである。即ち後任者に出仕を命ぜ暫く前任者と並んで執務せしめ事務引継に便するものである。

(3) 附及部員の職がは専ら階級に在るもので特進の高等官、特務士官及判任官を併せ含むもの如くである(資料第一参照)。

⑥ 第五條及第六條・

陸軍に於ては代理令(軍令)の定あるを以て附條を置かざるを常例とするが海軍に於ては右の如き細則規定が缺けて居るので此の規定が設けられてある。

(7) 第十一

附に付ても先例は如何なる者を以て充つるかが規定せられて居るが出仕に付て述べたと同様の理由で削つた。

軍機秘

機密

昭和十六年七月十日作製、枢密院書記官及各顧問官に配付シテリ。

◎海軍省建築局、廢止及海軍施設本部ノ設置ニ關スル說明

直接戰闘ニ從事スベキ艦艇航空機、活動ハ水陸諸施設ノ整備如何ニ左右セラルルコト極メテ大ニシテ而モ水陸諸施設、大部分ハ土木建築關係ナルヲ以テ土木建築ハ海軍軍備ト密接不可離ノ關係ニ在リ例ヘバ大型艦船建造ノ爲ニハ之ガ建造用、船臺、入渠用ノ乾船渠等ハ必要不可缺ナリ又建造艦船增加、結果燃料貯藏、爲多數、重油槽、建設ヲ要シ此等艦船、策源地施設モ亦之ニ伴フテ整備ヲ要ス更ニ航空兵力活躍、國全ヲ期スルニハ航空基地諸施設、整備ノ肝要ナルヘ言ヲ俟タズ是等ハ殆ド全部土木建築關係事項ナリ

最近國際狀勢ノ變轉ニ伴ヒ海軍軍備ノ急激ナル擴充ヲ要スル結果建築及土木ノ工事費ハ表ニ示スガ如ク飛躍的增加ヲ示セリ即昭和六年度僅ニ五百數十萬圓ナリシ海軍土木建築核算ハ滿洲事變ヲ契機トシテ幾次增加シ昭和十二年度ニ於テハ支那事變勃發、爲其ノ銀ハ一般會計ト編時軍事費ヲ加ヘテ合計六千二百萬圓ニ達シ更ニ戰局ノ進展

ニ伴ヒ一言ノ影響ヲ來シ同十五年度ニ於テハ二萬數千馬圓ニ昇リ同
十六年度ニ於テハ一確十億圓ヲ突破シ之ヲ同六年度ニ比較スレバ約
百八十倍ニ達スルニ至レリ又工事ノ施行區域ハ本州各地ヲ始メ樺太
朝鮮、臺灣、南洋群島方面ハ素ヨリ北、中、南支ノ各戰地ニ及ビ加
フルニ施設ノ內容複雜多岐ニシテ而モ皆緊急完成ヲ必要トス

惟フニ此等ノ諸施設ハ一旦完成ノ後ニ於テハ相當年月使用ニ耐ユル
モノナルヲ以テ車輛置一定シ變化ナキ時代ニ於テハ土木建築ハ唯既
存ノ施設ノ衰朽ヲ補修スル經常的事を夸ニ止マリ其ノ量ハ大ナルモノ
ニ非ズト雖モ最近ノ如ク全能力ヲ擧ゲテ急激ニ海軍軍備ヲ擴充スル
ニ際シテハ之ニ伴フ土木建築ハ臨時的ニ飛躍的急増ヲ示スモノニシ
テ前掲ノ叶敷ハ導ク這般ノ事情ヲ説明スルモノト信ズ

二、總テ海軍省建築局ノ現在ノ機構ヲ見ルニ經常職員トシテハ建築局長
ハ技師ヲ以テ之ニ充テ局員トシテ主計中佐二、技師六、事務官一、總七
及技手十三ヲ置キ總員三十名ニシテ事務前ニ於ケル經常的工事量ニ付テ

ハ充分之ヲ處理スルコト可能ナリシモ事變勃發後ハ到底臨時軍事尙豫算ノ急激ナル増加ニ則應スルコトヲ得ズ仍テ逐次臨時職員ヲ增加シテ同局ニ配シ現在ニ於テハ其ノ數技師六〇名舊記技手合セテ二百三十名ニ及ビタリ然レドモ建築局ニ於ケル最近ノ事務急増ハ臨時的性質ノモノ大部分ヲ占ムルコト上來述ベタルガ如ク且其ノ所掌事務ハ老大ニシテ相當微細ノ諸點ニ亘ルヲ以テ之ヲ本省内ノ經常的内局ヲ以テ賄ハシムルハ著シク不便ナルヲ以テ新ニ施設本部ヲ設ケ之ニ伴ヒ建築局ハ之ヲ廢止シ經常及臨時ノ建築及土木ノ工事ヲ併セテ海軍施設本部ニテ掌ラシムルコトトセリ

三、海軍ニ於ケル土木建築團係機構ノ沿革ヲ見ルニ

(イ)明治二十九年五月ニハ舞鶴軍港建設ノ爲特ニ臨時海軍建築部官制ヲ制定シ臨時海軍建築部ヲ東京ニ、其ノ支部ヲ舞鶴ニ置カレタリ後三十四年舞鶴軍港ノ竣工ニ伴ヒ支部ヲ廢シタリシガ日露戰爭後に至リ鎮海軍港建設ノ必要ヲ生ジ四十三年四月鎮海ニ支部ヲ置カ

(四) 次デ大正九年十月ニハ所謂八八艦隊整備ノ必要生ジ海軍建築本部
ヲ置カレタルガ大正十二年四月一日華府會議ノ結果軍備縮少ニ伴
ヒ土木建築關係ノ機材モ縮少セラルルコトト爲リ建築本部ヲ廢シ
本省ニ内局トシテ建築局ヲ設置シ今日ニ及ビタリ

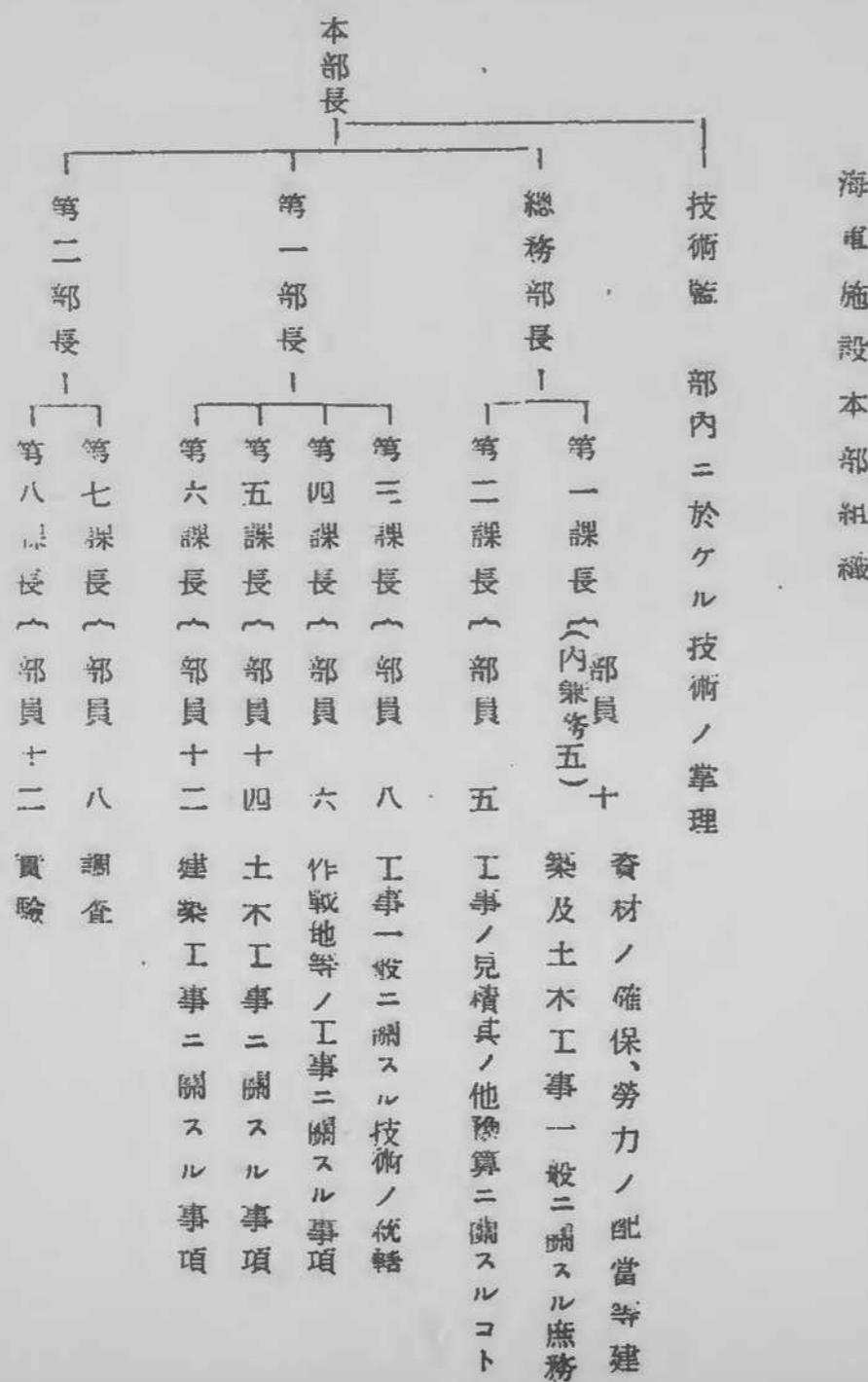
今次軍備ノ擴充ハ豫算總額ニ付テ見ルモ明ナルガ如ク其ノ規模ニ於
テ遙カニ八八艦隊當時ノ計畫ヲ凌駕スルモノナルヲ以テ此ノ際海軍
施設本部ヲ設置スルハ緊要ニシテ時宜ニ適スルモノナリ

四、海軍施設本部ノ機器ノ詳細ハ帝國軍備上外部ノ窺知ヲ許スベカラザ
ル機密ノ事項ニ關スルモノアルヲ以テ其ノ細部ニ亘ツテハ勅令ヲ以
テ之ヲ定メズ定員ハ別ニ御允裁ヲ經テ内令ヲ以テ定メラレ又各部課
ノ事務分掌ハ海軍大臣之ヲ定ムルコトトセラル其ノ内容左ノ如シ

海軍施設本部定員表	
技術監	技師（勅任）一
總務部長	少將、大佐一
第一課長	大中佐一
部員	中少佐八名（附） 機械中少佐三名 務一等兵科特務士官二名
理事官	二名

		長 中 將 一		海軍施設本部定員表	
計				技術監 技師（勅任）一	
		總務部長 少將、大佐一		第一課長 大中佐一	
高等文官	士官	第二部長技師（勅任）一	第一部長技師（勅任）一	第二課長 大主計一	中少佐八名（附）
一 總務部部員中少佐八名中三名ハ他科ノ士官又ハ技師ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得	内兼務六十八	第八課長技師一	第五課長技師一	第三課長技師一	機械中少佐三名内兼務兵科特務士官一理事官一
二 第一部、第二部課長ヲ通ジ二名ニ限リ勅任技師ヲ以テ之	内兼務六十八	第六課長技師一	第七課長技師一	第四課長技師一	軍醫中少佐兼務一書記七二
		部員技師二〇	部員技師四〇	主計中少佐四	主計中少佐兼務一技手一八〇
		内兼務六十八	内兼務六十八	内兼務六十八	内兼務六十八
		特務士官一人	特務士官三人	特務士官三人	特務士官三人
		七十人	七十人	七十人	七十人

備			長 中 將 一			總務部長 少將、大佐一			第一課長 六中佐一			中 少佐八節三(附)		
考														
計														
士官	第二部長 技師(勅任)一	第一部長 技師(勅任)一	第三課長 技師一	第四課長 技師一	第五課長 技師一	第六課長 技師一	第七課長 技師一	第八課長 技師一	部員技師二〇	主計中少佐兼務一	軍醫中少佐兼務一書記七二	部員技師四	主計中少佐四	技手一八〇
高等文官	一 總務部部員中少佐八名中三名ハ他科ノ士官又ハ技師ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得	二 第一部、第二部課長ヲ通ジ二名ニ限り勅任技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得	三 必要ニ應ジ出仕トシテ士官又ハ高等文官ヲ置クコトヲ得	内務六八	内務六八	内務六八	内務六八	内務六八	特務士官一人	特務士官二人	特務士官三人	特務士官一人	特務士官二人	特務士官三人



海軍ニ於テハ建築及土木ノ實施地方官廳トシテ各軍港及要港ニ海軍建築部アリテ當該地方ニ於ケル工事ノ實施ニ當リツツアリ海軍施設本部ノ設置後ハ各地万ノ建築部長ハ技術上ノ事項ニ關シテハ海軍施設本部長ノ區處ヲ承ケテ右ノ實施ヲ行フコトトシ各鎮守府父ハ要港部ノ所管以外ノ地即支那其ノ他ノ作戰地及施設本部所在地タル東京近傍ニ於ケル工事ノ實施ハ海軍施設本部直接之ニ當ルコトトスル後定ナリ

昭和六年度以降土木建築關係豫算額調

年 度	一般會計豫算額	臨時軍事費豫算額	合 計
昭 和 六 年 度	五八八〇、九一九	一一〇	五八八〇、九一九
同 七 年 度	一三、七一五五〇五	九一九	一三、七一五五〇五
同 八 年 度	二〇、九三〇、七三七	一六一	二〇、九三〇、七三七
同 九 年 度	三二、八八五、九二七	一五三	三二、八八五、九二七
同 十 年 度	二六、六九一、二七八	四八六	二六、六九一、二七八
同 十一年度	三六、八四八、七一九	一七九	三六、八四八、七一九
同 十二年度	四七、四五〇、五一五	九〇三	一四、九一六、一四〇〇〇
同 十三年度	五六、一六七、三四三	二八〇	九六、一一二、四三〇〇〇
同 十四年度	八二、四二六、四五六	六三三	八九、一〇一、四六三〇〇
同 十五年度	一二三、九一四、九一〇	七八〇	一二四、四三九、二八〇〇〇
同 十六年度	一九九、〇五九、五八〇	〇〇〇	八八三、〇三二、五五八〇〇〇

本會議於各政府省部室。五月一日作成。

海軍施設本部ハ外局ナリヤ

一、各省大臣ノ權限ハ、其ノ事項ノ性質ニ應ジ之ヲ繼ニ分チマシテ、本省内ニ於ケル各部局ニ於テ之ヲ行フ場合ト、本省カラ獨立シタ別個ノ部局ヲ設ケ其ノ部局ニ於テ之ヲ行フ場合トガアリマス。所謂外局トハ、後者ノ場合ニ於テ設ケラル部局ヲ謂フモノト考ヘテ居リマス。

二、本件海軍施設本部ハ右ノ意味ニ於キマシテ外局デアルカト申シマスルニ、通常私共ガ文治各省ニ於テ考ヘテ居リマスル外局ト著シク實質ヲ異ニシテ居ルヤウニ考ヘマス。

第一ニ 海軍施設本部ハ建築土木ト云フ如キ現業的事務ヲ所管致シ

マシテ、各地ノ軍港及要港ニ在リマスル海軍建築部ト一體ト爲ツテ、建築土木ノ實施ヲ掌ル部局デアリマス。申サバ一種ノ現業的部局デアリマシテ、從テ大臣ノ權限ヲ横ニ分チマシタソノ一部面ヲ擔當スル通常ノ外局トハ餘程其ノ性質ガ異ツテ居リマス。

第二ニ 海軍施設本部ハ只今モ申シマシタ通り建築土木ノ現業的事務ヲ所管致シマスガ、之ガ統轄的事務ハ海軍本省ノ軍務局及兵備局ニ於テ之ヲ所管致シマス。勿論、施設本部長ハ軍務局長又ハ兵備局長ノ指揮ヲ受クルモノデナク、海軍大臣ニ隸シテ居ルノデアリマスガ、ソレハ軍務局長又ハ兵備局長ノ輔佐スル海軍大臣ニ隸スルモノト考ヘテ居リマス。

此ノ點ニ於テモ從來外局ト考ヘテ居リマスル部局ト餘程異ツタ點ガアルヤウニ考ヘマス。

三、右ノ如ク考ヘテ居リマスガ、外局ト云フ觀念ハ必ズシモ明確ト云ヒ得マセンシ、又本件ハ海軍省ノ内局タル建築局ノ廢止ニ伴フモノデモアリマスノデ、事柄ノ性質ニ鑑ミ樞密院ノ御諮詢ヲ奏請致シタ次第デアリマス。

四、海軍艦政本部又ハ海軍航空本部等ノ性質モ大體右ト同様ニ考ヘテ居リマス。

將來ノ問題ニ付テハ、其ノ都度慎重ニ事ノ性質ヲ研究シ善處致シタイト考ヘテ居リマス。

一海軍省官制中改正ノ件
一海軍施設本部令

右別紙ノ通本院ニ於テ該議上奏候條此段
及通牒候也

昭和十六年 七月二十三日

樞密院議長原 嘉道

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

一海軍省官制中改正ノ件

一海軍施設本部令

臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十三日ヲ以
テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十六年七月二十三日

樞密院議長臣原 嘉道

勅令第 號

海軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「九局」ヲ「八局」ニ改メ「建築局」ヲ削
ル

第二十四條ノ五ヲ削ル

第二十六條中「建築局」ヲ削ル

第二十九條 削除

別表中建築局ノ項ヲ削リ

「屬」

一四九ヲ
技手一九

「屬」
一四二ニ、三百五十六人ヲ「三百二十七人」
技手六

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

海軍施設本部令

第一條 海軍施設本部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海軍ニ於ケル建築及土木ノ工事
ノ計畫、審査及實驗ニ關スル事項

二 海軍ニ於ケル建築及土木ニ從事

スル技術官ノ本務ニ關スル事項
海軍施設本部ハ前項ノ外海軍大臣ノ
定ムル所ニ依リ建築及土木ノ工事ノ
實施ヲ掌ル

第二條 海軍施設本部ニ總務部、第一部
及第二部ヲ置キ總務部ニ第一課及第
二課ヲ、第一部ニ第三課乃至第六課ヲ、
定ム

第二部ニ第七課及第八課ヲ置ク
各部課ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ
定ム

第三條 海軍施設本部ニ左ノ職員ヲ置
ク

本部長
技術監

部長

課長

部員

附

前項職員ノ外必要ニ應ジ出仕ヲ置ク

第四條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ海軍
施設本部ノ事務ヲ總理ス

第五條 本部長ハ部下ノ職員缺員中又
ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ其
ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六條 本部長缺員中又ハ事故アルト
キハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務
ヲ代理ス但シ海軍大臣特ニ代理者ヲ
置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 技術監ハ本部長ヲ佐ケ技術ヲ
掌理ス

第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部
ノ事務ヲ掌理ス

前項ノ外總務部長ハ本部長ヲ佐ケ海
軍施設本部ノ事務ヲ整理ス

第九條 課長ハ上官ノ命ヲ承ケ各課ノ

事務ヲ掌ル

第十條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十一條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又
ハ技術ニ從事ス

第十二條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務
ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

所持事項、船の運送、機関、火薬等の輸送、並に軍艦の修理等の手続等は、本件の外、他に何らの手續はなされない。従前は、本件の外、他の手續はなされない。従前は、本件の外、他の手續はなされない。

第一 沖縄省管制中改正大件

前述「如火薬の搬運等内局タル建築局」
の事務は、之ヲ新設ニ付ル同省之外局ニシ
テ、其の運送、機械、火薬等の輸送、並に軍艦の修理等の手續等は、本件の外、他に何らの手續はなされない。従前は、本件の外、他の手續はなされない。従前は、本件の外、他の手續はなされない。

之六代理事會之議定書乃
本會之二月之議定書於予現下之國
會議事處之議定書為此本會議事處
之議定書為此本會議事處

昭和十六年七月十九日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

通商大臣

別紙海軍大臣請議海軍建築部令中改正ノ
件並ニ昭和十四年勅令第三百五十三號及大正九